

蕨市立地適正化計画 届出の手引き

令和6年12月

蕨市 都市整備部 まちづくり課

1. 蕨市立地適正化計画に係る届出について

蕨市では、人口や良質な生活関連サービス、都市機能の維持により持続可能な都市を目指すため、「蕨市立地適正化計画」を策定しました。

本計画の策定に伴い、令和3年10月1日から、計画対象区域内での一定の行為については、都市再生特別措置法により事前に届出が必要となります。

届出制度は、蕨市が立地適正化計画に位置づけた誘導施設について、整備の動向を把握するための制度です。

2. 届出制度の対象区域

本計画の対象区域は、市全域です。

3. 届出の対象行為について

(1) 都市機能誘導区域外における行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ※開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。(都市計画法第4条第12項)
建築等行為	1)誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 2)建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 3)建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

※ただし、軽易な行為などについては、届出が不要場合があります。

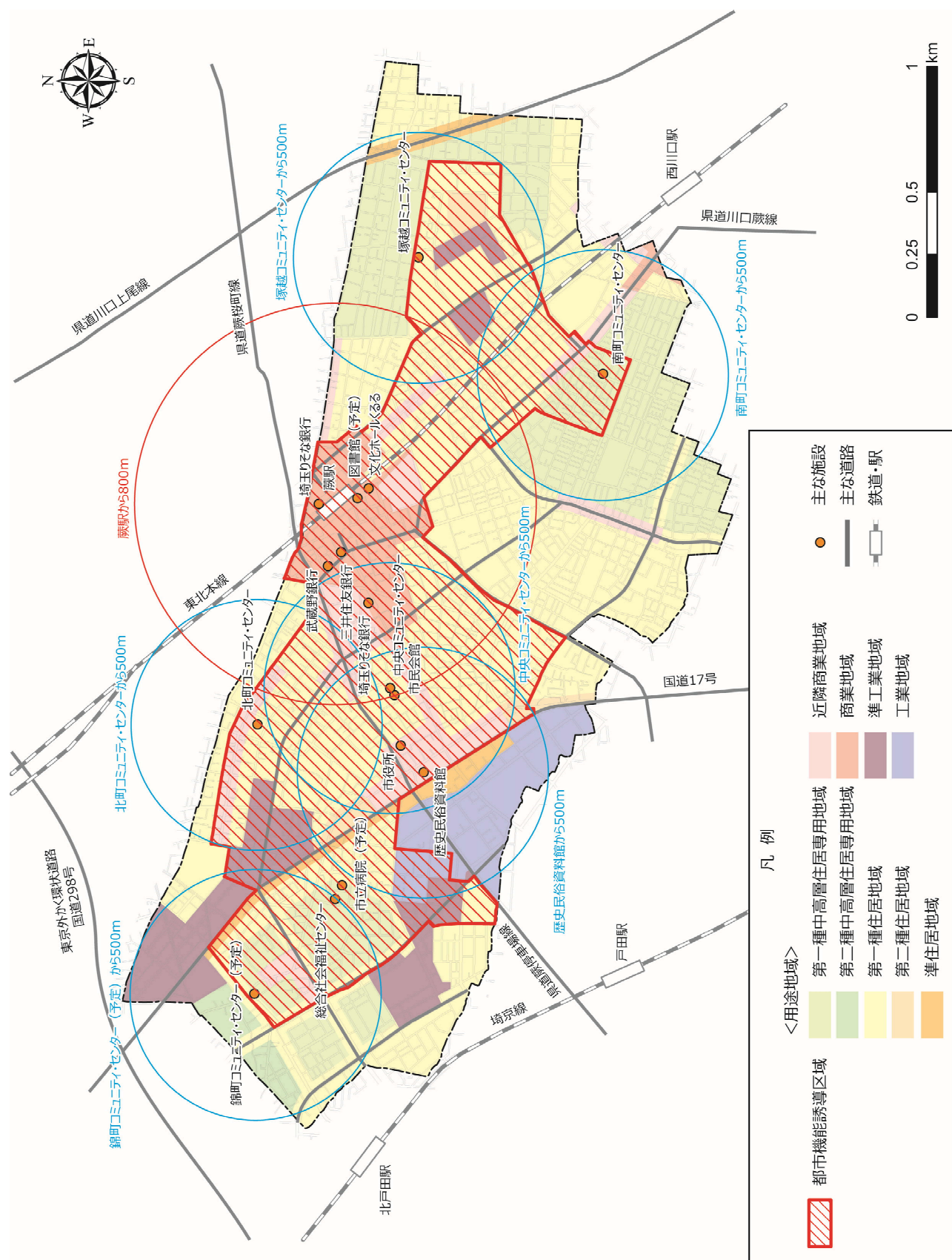
(2) 都市機能誘導区域内における行為

休止・廃止	既存の誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
-------	------------------------

(3) 誘導施設

都市機能	誘導施設	定 義
介護福祉機能	総合社会福祉センター	蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例
文化・スポーツ機能	図書館本館	図書館法第2条
	市民会館	蕨市民会館設置及び管理条例
	文化ホールくるる	蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例
	歴史民俗資料館	蕨市立歴史民俗資料館設置及び管理条例
行政機能	市役所本庁舎	地方自治法第4条
保健・医療機能	病院(100床以上)	医療法第1条の5
金融機能	銀行(窓口有)	銀行法第2条第1項
コミュニティ機能	コミュニティ・センター	蕨市コミュニティ・センターに関する条例

(4)都市機能誘導区域



※都市機能誘導区域の概ねの位置・区域を示すものです。詳細については、まちづくり課
又は市ホームページでご確認いただけます。
なお、居住誘導区域は市全域です。

4. 届出

(1) 届出書類 ※届出書様式は市ホームページからダウンロードできます。

【開発行為の場合】

☐届出書(様式第18)

☐添付図面等

①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1/1,000 以上)

②設計図(縮尺1/100 以上)

③その他参考となるべき事項を記載した図書

④委任状(代理人に委任する場合【委任者の押印必要】)

【建築等行為の場合】

☐届出書(様式第19)

☐添付図面等

①敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上)

②建築物の二面以上の立面図及び各階平面図(縮尺1/50 以上)

③その他参考となるべき事項を記載した図書

④委任状(代理人に委任する場合【委任者の押印必要】)

【上記の届出を変更する場合】

☐届出書(様式第 20)

☐添付図面等(上記のそれぞれの場合と同様)

【休廃止の場合】

☐届出書(様式第 21)

☐委任状(代理人に委任する場合【委任者の押印必要】)

(2) 届出の時期及び部数

各行為に着手する日の30日前までに、1部提出してください。

受理書を希望する場合は、届出書の写しに市の窓口で受理印を押印したものを受理書としますので、正本1部と併せて、写しを1部提出してください。(受理書となる写しには添付書類は不要です。)

(3) 提出先・問い合わせ先

蕨市 都市整備部 まちづくり課

〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号

TEL048-433-7714(直通)

Email mati@city.warabi.saitama.jp